

成層圏気球を活用した高校生向け実地訓練プログラム

の実施に向けた気球の打上げ・回収業務委託の質問に対する回答

- Q 仕様書3（1）の打上げ条件について、「目標高度への未到達・回収不能など下記「（1）気球の打上げ条件」を満たさない場合は、再度、受託者において打上げ・回収を実施することとする」とあります。一般的に、天候、風速、そもそもの厳しい環境などの複雑な条件が影響しあう事業であることから、高度や滞空時間に関する条件については「打上げ『予定』条件」とされるときも「25,000m～30,000m程度」のように幅が必要です。今回の業務については、どのような条件下においても打上げ条件を完全に満たさなければならないのでしょうか。
- A 「気球の打ち上げ条件」とは、気球の基本性能や積載物の回収体制等の条件を示しているもので、実際の打上げ結果を求めているものではありません。そのため、仕様に掲げる打上げ条件を達成し得る能力（ヘリウムガスの量など）を有している場合は、気象条件の急変等により、高度や滞空時間等の条件を満たさなくても再度の打上げ、回収を要しません。
- Q 仕様書3（1）積載重量について、詳しく定義を確認したい。
- A 気球（ゴム）、ヒモ、観測機器、パラシュート、クッション材などの一般的に打上げに必要とされる部材については、積載重量に含みません。
- Q 仕様書3（1）飛行ルートに「実験のための積載物は防水処理(IPX5程度)を施すこと」とありますが、積載する物体については県が実施する研修等において確定するため、当該物体自体の防水処理については、発注者側が行うとの理解で良いか。また、防水処理(IPX5程度)の検査をする必要があるのか。
- A 仕様書3（1）で示す防水性能は、積載する物体自体の防水処理を想定しているのではなく、積載物を格納する容器の防水性能を指します。
そのため、受託者が本業務と同様の打上げにおいて、容器内への浸水なく回収した実績のある容器を使用する場合には、防水処理の検査を行う必要はありません。